

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

令和4年8月4日

佐賀県知事 山口 祥義

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：ツルハドラッグ開成店

所在地：佐賀県佐賀市開成五丁目9番32号

(2) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
ツルハドラッグ開成店	午前9時00分	午後12時00分

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
ツルハドラッグ開成店	午前8時00分	午後12時00分

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分～午前0時30分

(変更後) 午前7時30分～午前0時30分

(3) 変更する年月日

令和4年8月8日

2 届出年月日

令和4年8月1日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県産業労働部産業政策課

(2) 縦覧期間

令和4年8月4日から

令和4年12月4日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県産業労働部産業政策課（郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。